

平成18年3月分

一般会計

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備 考
1	「平成17年度水産の動向及び平成18年度水産施策」の編集等業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年3月6日	財団法人農林統計協会 (東京都目黒区下目黒3-9-13)	2,465,295	企画案を公告により募集し、審査の結果、契約相手方の提案内容が当省の期待する最も優秀なものと選定され、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
2	薬事法承認・許可等電子台帳システム修正業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年3月7日	NECネクサソリューションズ株式会社 (東京都港区三田1-4-28)	6,090,000	この既存システムは、NECネクサソリューションズ(株)が開発したものであり、プログラム全体の互換性を確保することができることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
3	統計・情報センター行政情報システム機器移設及び設定変更業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年3月8日	日本電気株式会社 (東京都港区芝5-7-1)	6,832,250	このシステム機器は、日本電気株式会社との賃貸借保守契約に基づく賃貸借物件である。設定変更する場合は、所有者に対し善良な管理義務を負っていることから、細心の注意を払う必要がある。同社は機器所有者、かつ保守業者であるため、確実に業務の履行を確保できることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
4	工事	支出負担行為担当官農林水産省大臣官房経理課長小林裕幸 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年3月16日	阿部廣電社(東京都千代田区岩本町)	9,922,500	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者が無かったことから、予決令第99条の2に該当するため。	合同庁舎(本館) 事務室電気設備移設工事
5	平成17年度農林水産情報・施策啓発推進委託事業(児童向けビデオ)	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年3月3日	株式会社電通(東京都港区東新橋1-8-1)	5,396,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、株式会社電通が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	

6	農林水産統計情報処理システム移設業務	契約担当官 北海道統計・情報事務所長 小林 強平（札幌市北区北8条西2丁目）	平成18年2月20日	㈱日立製作所公共システム営業統括本部公共営業第二部長松本俊秀（東京都江東区新砂1丁目6-27）	2,917,500	当該システムの賃貸借保守業者は株式会社日立制作所であり、本業務においてはシステム内既存データの保全及びシステム全体としての正常な稼働を確保する必要があることから、賃貸借保守業者でなければ確に実施できないため、会計法第29条の3第4項の規定に該当する。
7	牛肉トレーサビリティ業務委託事業（制度啓発のためのパンフレット作成）	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成18年3月16日	社団法人全国食肉学校 専務理事学校長 多田 重喜（群馬県佐波郡玉村町樋越1794）	13,565,000	本事業は食肉全般にわたる関連法規及び基礎知識並びに処理、加工等に関する基本的技術を習得している公平な第三者によりおこなわれることが必要であり、委託先を公募（企画競争）したところ、応募者がなかったため、このような条件を満たしている（社）全国食肉学校に委託することが最も適当であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
8	平成17年度森林及び林業の動向及び平成18年度森林及び林業施策の編集等支援業務	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成18年3月10日	社団法人 日本林業協会（港区赤坂1-9-13 三會堂ビル7階）	2,588,250	企画案を公告により募集し、審査の結果、契約相手方の提案内容が当省の期待する最も優秀なものと選定され、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
9	漁業調査船開洋丸計量魚群探知機魚種識別装置取付工事	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林 芳雄（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成18年3月22日	株式会社カイジョー ソニック東京支店 支店長 小山 謙一（東京都千代田区神田錦町1-19）	9,975,000	計量魚群探知機魚種識別装置取付工事にあたっては、既設装置との互換性が絶対条件であり、施工できる業者は左記業者以外にはいないことから、競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に該当する

備考

- (1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。